国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正について（案）

◎趣旨

特別職国家公務員の期末手当の支給割合にかかわらず、直近の参議院議員の任期満了月又は衆議院の解散月の末日までの間、各議院の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合を令和６年改正前の特別職給与法の水準に据え置くことについて、令和８年１月の衆議院解散後も行う措置を講じようとするもの。

注：国会議員の期末手当の支給割合は、歳費法において特別職の職員の例による旨が規定されている。

◎内容

各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合について、令和１０年７月３１日（同日までに衆議院が解散されたときは、解散月の末日）までの間、令和６年改正前の特別職給与法の水準とする。

◎施行期日

公布の日から施行

【参考】国会議員の期末手当の支給割合

【現　　行】　６月期、１２月期とも１．７５月分
（特別職国家公務員の期末手当の支給割合に同じ）

【令和６年特別職給与法改正前の水準】
６月期、１２月期とも１．７月分

※特別職国家公務員の期末手当の支給割合
６月期、１２月期とも１．７５月分

注：国会議員が、閣僚等の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与は、当分の間、支給しない。